

# 水産基本計画

平成29年4月

水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第8項の規定に基づく水産基本計画の変更に伴い、同条第9項において準用する同条第7項の規定に基づき、国会に報告するものである。

## 目 次

まえがき ······	1
<u>第 1 水産に関する施策についての基本的な方針</u> ······	3
<u>第 2 水産に関し総合的かつ計画的に講すべき施策</u> ······	6
I 浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化 ······	6
1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用 ······	6
(1) 浜プラン・広域浜プラン ······	6
(2) 国際競争力のある漁業経営体の育成とこれを担う人材の確保 ·	7
(3) 新規就業者の育成・確保 ······	8
(4) 資源管理・収入安定対策の推進 ······	8
(5) 海技士等の人材の育成・確保 ······	9
(6) 水産教育の充実 ······	9
(7) 外国人材受入れの必要性 ······	9
(8) 魚類・貝類養殖業等への企業の参入 ······	10
(9) 水産業における女性の参画の促進 ······	10
2 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進 ······	10
(1) 資源特性や分布、利用状況に応じた資源管理の基本的な考え方や方向性 ······	10
(2) 資源管理指針・資源管理計画体制の推進 ······	11
(3) 数量管理等による資源管理の充実 ······	12
(4) 適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上と理解の醸成 ······	12

成	13
ア 資源評価の対象種の拡大と精度向上	
イ 資源評価に対する理解の醸成	
(5) 資源管理のルールの遵守を担保する仕組みの推進	14
(6) 海域や魚種ごとの国際的な資源管理の推進	14
ア 公海域等における資源管理の推進	
イ 太平洋島嶼 <sup>しょ</sup> 国水域での漁場確保	
ウ 我が国周辺国等との間の資源管理の推進	
エ 捕鯨政策の推進	
オ 海外漁業協力等の推進	
(7) 漁場環境の保全と生態系の維持	17
ア 藻場・干潟等の保全・創造	
イ 生物多様性に配慮した漁業の推進	
ウ 有害生物や赤潮等による漁業被害防止対策の推進	
エ 産卵場の保護や資源回復手段としての海洋保護区の積極的活用	
オ 気候変動の影響への適応	
 3 持続可能な漁業・養殖業の確立	19
(1) 総論	19
(2) 沿岸漁業	19
(3) 沖合漁業	20
(4) 遠洋漁業	20
(5) 養殖業	21
ア 漁場環境や天然資源への負担の少ない養殖	
イ 安定的かつ収益性の高い経営の推進	
ウ 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進	
エ 真珠養殖及び関連産業の振興	

( 6 ) 内水面漁業・養殖業	23
( 7 ) 栽培漁業及びサケ・マスふ化放流事業	26
ア 種苗放流による資源造成の推進	
イ 対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進	
ウ サケの漁獲量の安定化	
( 8 ) 漁業と親水性レクリエーションとの調和	27
ア 遊漁者の資源管理に対する取組の促進	
イ 漁業と親水性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進等	
 4 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開	28
( 1 ) 加工・流通・消費に関する施策の展開	28
ア 多様な消費者ニーズを捉えた新商品開発を含む商品供給の取組	
イ 消費者等に対する魚食普及と産地情報提供	
ウ 水産エコラベルの推進	
エ 新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元	
( 2 ) 我が国水産物の輸出促進施策の展開	30
ア 国内生産体制の整備の取組	
イ 海外市場の拡大のための取組	
ウ 輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組	
 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備	32
( 1 ) 水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上	32
( 2 ) 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備	32
( 3 ) 大規模自然災害に備えた対応力強化	32

(4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出	33
6 多面的機能の発揮の促進	33
II 漁業・漁村の活性化を支える取組	
1 水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進	34
ア 資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発	
イ 漁業・養殖業の競争力強化に資する研究開発	
ウ 漁場環境の保全・修復、インフラ施設の防災化・長寿命化等に資する研究開発	
エ 水産物の安全確保及び加工・流通の効率化に資する研究開発	
2 漁船漁業の安全対策の強化	36
(1) 漁船事故の防止	36
ア AISの普及	
イ 安全対策技術の実証	
ウ 気象情報の入手	
(2) 労働災害の減少	37
ア 安全推進員の養成	
イ ライフジャケットの普及促進	
3 <sup>なぎさ</sup> 渚泊の推進による漁村への来訪者増加	37
4 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等	38
(1) 漁業者の所得向上に向けた浜プラン等における漁協の役割の発揮	38
(2) 漁協系統組織の経営・事業基盤強化	38

( 3 ) 漁協系統組織における人材育成及び女性・青年の活躍	39
( 4 ) 漁協系統組織におけるコンプライアンスの確保	39
5 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施	39
III 東日本大震災からの復興	40
1 着実な復旧・復興	40
2 原発事故の影響の克服	41
( 1 ) 安全な水産物の供給と操業再開に向けた支援	41
( 2 ) 風評被害の払拭	41
( 3 ) 原発事故による諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和	42
<u>第3 水産物の自給率目標</u>	43
1 自給率目標等の達成に向けたこれまでの取組の検証	43
( 1 ) 食用魚介類及び魚介類全体	43
( 2 ) 海藻類	43
2 自給率目標の考え方	46
3 漁業生産及び水産物消費に関する課題	47
( 1 ) 漁業生産に関する課題	47
( 2 ) 水産物消費に関する課題	47
4 自給率目標の基礎となる生産量及び消費量の目標の考え方	48
( 1 ) 食用魚介類及び魚介類全体	48

(2) 海藻類	48
5 平成39年度の自給率の目標	50
<u>第4 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</u>	
1 関係府省等連携による施策の効率的な推進	51
2 施策の進捗管理と評価	51
3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開	51
4 事業者や产地の主体性と創意工夫の發揮の促進	51
5 財政措置の効率的かつ重点的な運用	52
6 その他	52

## まえがき

21世紀における水産施策の基本的指針である水産基本法（以下「基本法」という。）が平成13年6月に制定されてから15年が経過した。この間、基本法が掲げた水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展という基本理念の実現に向けて、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画（以下「基本計画」という。）が3度にわたり策定され、これに基づき水産政策を推進してきた。

その間、水産をめぐる情勢も大きく変化した。世界的な人口の増加や経済発展に加え、水産物の優れた栄養特性に対する評価の高まりもあって、その需要が増大している一方、世界の水産資源の多くは既に満限あるいはそれ以上に利用されているとされており、我が国周辺の豊かな水産資源を適切に管理し、国民に安定的に水産物を供給していくことの重要性が高まっている。

一方、我が国においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化するとともに、国民の「魚離れ」の進行が止まらず、このままでは、我が国周辺の「身近な自然の恵み」を活用する力を失ってしまう状況も懸念される。

漁村地域においては、水産業とその関連産業が経済の中心となっている場合が多い。これらの地域における経済活動の水準を維持・向上させ人口減少と地域経済の縮小を克服するためには、水産業において、若い世代が、ワークライフバランスを確保できる労働環境と将来を見据えて安心して家庭を築くことができる所得を、安定的に提供すると同時に、高齢者にもその能力に応じて生き生きと役割を果たす場が与えられる必要がある。これによって、地域における資源を最大限活用して働き方改

革や地方創生に資すると同時に国民経済の発展に貢献する。

なお、本基本計画は、水産に関する各種施策の基本となる計画であるという性格を踏まえ、今後10年程度を見通して定めるものとするが、水産をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

## 第1 水産に関する施策についての基本的な方針

水産業は、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形でフルに活用することによって、国民に対して水産物を安定的に供給することと同時に、漁村地域の経済活動や国土強靭化の基礎をなし、その維持発展を担うことが期待されている。一方、現状としては、昭和60年以降、漁業は産業として縮小傾向にあったが、最近では漁業生産額が平成27年まで3年連続で上昇するとともに、平成29年3月末までに、全国で635地区の「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という。）が国の承認を受けて実施され、その結果平成27年度で約68%の地区で年度別所得目標が達成されるなど、明るい兆しもみられる。さらに、「和食」がユネスコ無形文化遺産に登録され、世界的に「和食」に対する関心が高まる中、食文化と一体となった我が国の多様な水産物について輸出を大きく伸ばせる好機にある。このような傾向を持続させ、水産業がその期待される役割を十全に果たすためには、何よりも水産業の生産性の向上によって、そこで働く人々の所得の増大を図る必要がある。

現状においても、一部の地域において、「浜」単位での先進的な取組により、大都市圏における平均所得よりも高い平均所得を達成している地域もあるが、このような「浜」単位での取組を日本中の漁業地域に広げていく必要がある。その際には、自分達の地域が持つ強みを最大限活用するため、まずは自らの経営能力の向上を図るとともに、これまでの慣行にとらわれず、U・Iターン者を含む外部の人材を積極的に受け入れつつ、企業等とも連携しその技術・知識・ノウハウ・資本・人材を活用することが重要である。これにより、今後継続的に、資源管理の高度化、漁業操業や養殖事業の効率化を図るとともに、消費者や需要者のニーズに応える戦略的なマーケティング等を行う体制を整備し、もって、産業としての生産性向上と所得の増大を達成する。

特に沖合漁業・遠洋漁業においては、漁船の高船齢化や海技士資格者の不足が課題となっている。これらの問題の根本的な解決も、事業者自らが国際競争力を高めるために様々な創意工夫を行うことにより、産業としての生産性向上と労働条件の改善を図ることによって達成される。

また、水産業は、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理を行うことによって、初めて持続的に営むことが可能であることを再認識し、より発展した段階に踏み出していく必要がある。

これらにより、水産業の生産活動が活発化することによって、国境監視機能を始め水産業・漁村の持つ多面的機能の十全な発揮が期待される。

このような漁業者による取組の前提として、国としてはこれらを促進するために必要な措置を講ずるほか、国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進する。具体的には、適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上を図るため、これまでの調査を確実に継続することに加え、新たな観測機器を用いた調査等により新たな変化に対応した情報収集体制の構築を図る。

また、国内については、資源の特性や分布、利用状況に応じた資源管理の基本的な考え方や方向性を国が積極的に示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。国際的な資源管理については、科学的な根拠に基づく持続的な利用を促進するとともに、我が国漁船の海外漁場等を確保するため、各地域漁業管理機関において議論を主導するとともに、IUU（違法、無報告、無規制）漁業対策の強化に努める等戦略的に推進する。

さらに、多様なニーズに対応する加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開を図る。具体的には、簡便化志向や地産地消などの消費者ニーズや輸出先国等の規制などの要求に適切に対応するため、新商品の開発や消費者に対する情報提供、輸出に向けたHACCP（危害要因分析・

重要管理点）認定の促進や日本産水産物について全国の関係者が一体となつたオールジャパンでの輸出促進の取組を支援する。また、新たな技術も活用しつつ产地卸売市場を含め加工・流通構造の改革に取り組む。

東日本大震災からの復興については、水産施設の復旧・復興は、相当程度進展したところではあるが、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、災害に強い漁業地域づくりを図る必要がある。

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）により、いまだに福島県を中心に出荷制限や操業自粛を余儀なくされていることから、関係機関と連携して科学的・客観的な根拠に基づく出荷制限の解除を着実に進めるとともに、本格的な操業再開に向けた支援を実施する。

また、根強く残る風評被害の払拭に向けて、水産物の信頼確保のため、関係機関と連携して放射性物質調査を実施するとともに、消費者、加工・流通業者など様々な関係者に対して引き続き説明会等を実施する。

さらに、諸外国・地域において講じられている放射性物質関係の輸入規制に対しては、引き続き科学的な根拠に基づき、輸入規制の撤廃・緩和を粘り強く働き掛ける。

## 第2 水産に関し総合的かつ計画的に講すべき施策

### I 浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化

#### 1 浜プランの着実な実施とそれに伴う人材の育成及び水産資源のフル活用

##### (1) 浜プラン・広域浜プラン

漁業は、生産段階では資源管理を始め様々な取組を漁村単位で行う必要があること、販売段階では個別の経営体が漁業を営みながら販売戦略を立てるのは現実的ではないこと、各地域や漁業種類、経営体ごとに置かれている状況は異なることから、漁業・漁村地域の活性化に当たっては、「浜」単位で取り組むことが望ましい。「浜」単位で取り組むに当たっては、各地域の実状に即した形で、自ら足りない部分を明確にし、それを克服して所得向上や競争力強化を目指す具体的な行動計画である「浜プラン」及び「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を実践することが重要である。

浜プランについては、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指す。この際、着実にP D C Aサイクルを回していくことが重要であり、国は関係機関と連携して、定期的に優良事例や取組に当たっての課題を浜にフィードバックし、浜がより良い取組を導入できるように取り組むこととする。

さらに、浜プラン策定地区の多くが平成30年度末にプランの終期を迎えることを踏まえ、P D C Aサイクルの下で、1期目のプランにおける取組の効果・成果を検証した上で、第2期以降も更なる

所得の向上に向けた取組を行うことが必要である。

また、国内水産業の競争力強化を図るため、市場統合や生産体制の効率化・省コスト化、流通・販売の合理化を進め、複数の漁村地域が連携し広域的に浜の機能再編や水産関係施設の再編整備、中核的担い手の育成に取り組むための具体的な取組を定めた計画である広域浜プランを策定し取組を推進する。また、多くのプランが平成32年度末に終期を迎えるが、第1期目の取組の効果・成果を検証し、第2期目以降も引き続き水産業の競争力強化に取り組む必要がある。

漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源を活用し消費者ニーズに応えていくためにも、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討を行う。

## （2）国際競争力のある漁業経営体の育成とこれを担う人材の確保

我が国の漁業においては、持続的な水産資源の利用の重要性がますます高まるとともに、水産物の消費量が伸び悩む中で、多様化する消費者ニーズに即した水産物の供給が求められている。また、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進め、国際競争力を強化していくことが重要な課題となっている。このような課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体（以下「担い手」という。）として位置付けることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。担い手となる経営体の経営者は同時に地域のリーダーとして浜プランの実行にも参画することが期待される。このような人材を確保するために必要な施策を講じる。

このような資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生

産の大宗（我が国漁業生産額のおおむね9割に相当）を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。

一方、漁業活動による環境保全や国境監視、海難救助等漁業の多面的機能を維持・増進するために必要な施策については、担い手以外の漁業者の役割も十分考慮しながら、講じなければならない。

#### （3）新規就業者の育成・確保

新規就業者の確保を図るために、従来就業に向けた準備や就業後の技術の習得等を支援する措置が講じられてきた。今後は、新規就業者の漁業への定着率の更なる向上を図り、漁業生産の長期的な拡大につなげていくために、被雇用者としての就業にあっては、計画的な資源管理の下で効率的かつ安定的な漁業経営を目指す「担い手」たる漁業経営体への就業を支援し、独立・自営者としての就業にあっては、地域が「担い手」として育成することを認めた新規就業者に対し支援し、定着を促進する。

#### （4）資源管理・収入安定対策の推進

我が国周辺水域における水産資源の状況は、低位にあるものや減少傾向にある魚種も多く、総じて厳しい状況にあることや、漁業生産においては燃油や配合飼料がコストに占める割合が非常に高いことから、漁業者自らの努力だけでは解決できない課題もある。

このため、自然条件等による不漁時等の収入を補填する収入安定対策及び燃油や養殖用配合飼料の高騰に対応するセーフティーネット対策を引き続き実施していく。

## (5) 海技士等の人材の育成・確保

漁船漁業の乗組員不足に対応するため、水産高校等関係機関と連携して、計画的・安定的な人員採用を行う等、継続的な乗組員確保に努める。特に漁船員の高齢化及び減少に伴い、海技免状保持者の不足が深刻化していることを踏まえ、関係府省が連携し、水産高校、水産大学校、漁業学校、水産試験場等において、6か月間の乗船実習を含むコースを履修することで、卒業時に海技試験の受験資格を取得し、口述試験を経て海技資格を取得できる新たな仕組みについて、早急に作業を進め、平成30年4月を目途に実現を目指す。また、船舶の安全運航の確保の要請を踏まえつつも漁業における実態を反映した海技資格制度の運用の在り方について、早急に検討し、平成30年3月までに結論を得ることを目指す。

## (6) 水産教育の充実

水産業において指導的役割を果たす人材を育成するため、関係府省が連携し、水産に関する課程を備えた高校・大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校において、水産業の現場の要望を踏まえた実践的な専門教育の充実を図ることにより、水産業及びその関連分野の人材育成・確保を図る。

また、水産業普及指導員が国的重要施策の現場展開や新たな技術・知識の導入について指導・助言を行うことにより、漁業者の技術向上を図る。

## (7) 外国人材受入れの必要性

水産業分野における外国人材受入れの必要性については、水産業の現場のニーズ、その将来の見通しや経営環境等の実態を詳細に把握し、経済的効果等を踏まえた方向を探る。

#### (8) 魚類・貝類養殖業等への企業の参入

漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討し、成案を得る。

#### (9) 水産業における女性の参画の促進

漁村・水産業分野の特性を踏まえつつ、政府の第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）に関する目標の達成に向け、漁協系統組織における女性役員の登用についての自主的な目標設定及びその達成に向けた普及啓発等の取組を推進する。

水産業においては、従来女性が加工分野等で活躍してきた。今後も、例えば消費者ニーズに対応した商品開発等、女性がその特性を生かしつつ能力を発揮できる多種多様な活動を促進し、女性の活躍の場を更に広げる。

## 2 国内の資源管理の高度化と国際的な資源管理の推進

#### (1) 資源特性や分布、利用状況に応じた資源管理の基本的な考え方や方向性

第3に掲げる自給率目標の達成のためには、まず、漁業生産の基礎となる水産資源を回復させ適切な水準を維持することが重要である。

我が国は、排他的経済水域内で、数百種にも及ぶ多種多様な資源を利用しているが、これらの資源の状況や漁業上・国民生活上の重

要度は様々であることから、漁獲量や漁獲金額等が多い主要資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。

このため、主要水産資源ごとに、維持すべき水準（目標管理基準）や下回ってはならない水準（限界管理基準）といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。

## （2）資源管理指針・資源管理計画体制の推進

我が国漁業管理の大きな特長である、漁業者による自主管理や資源管理型漁業の歴史を踏まえ、漁業者が、国及び都道府県が策定する「資源管理指針」に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量の上限設定、漁具の規制等の資源管理措置を記載した「資源管理計画」を作成し、これを確実に実施する場合に、資源管理・収入安定対策によって、担い手たる漁業者の収入の安定等を図る。また、大宗の漁業者の参画を得て資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理を全国的に推進する。

その中で、複数の都道府県にまたがるなど広い海域に分布し、多くの漁業者が利用する重要な資源については、国も積極的に関与して、（1）の資源管理目標等の達成のための統一的な資源管理の方向性を関係都道府県の「資源管理指針」に定め、この指針に基づく「資源管理計画」により適切な管理を推進する。

さらに、資源状況が特に悪い資源についても、資源管理指針に資源状況の改善を目指した内容を定め、関係都道府県と調整の上、計画的な管理を推進する。

### (3) 数量管理等による資源管理の充実

資源管理目標等及びこれに基づく各種施策に見合った漁獲を実現するため、漁業権制度及び漁業許可制度、TAC（漁獲可能量）、漁業者団体による自主的な取組を組み合わせ、適切な管理を図ることにより、漁業活動を適正な水準に管理するとともに、水産物の安定的な供給に資する。

TAC対象魚種の拡大については、漁獲対象魚種が多く定置網を始め魚種選択性が低い漁法が多い我が国漁業の操業実態、資源の状態やそれを取り巻く情勢、科学的知見の蓄積状況等を踏まえつつ、国民生活上又は漁業上重要な広域資源等について、関係者の意見を聴きながら、検討を進める。

IQ（個別割当）方式については、一部の漁業で試験的な実施とその効果・課題の検証等を行ってきているが、その成果も踏まえつつ、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったIQ方式の活用方法について、検討を行う。

なお、数量管理の充実に当たっては、水揚地において漁獲量を的確に把握する体制整備を検討する。

また、我が国周辺の漁場においては、異なる漁業種類の多数の漁船が輻輳しながら操業している実態にあり、資源管理や漁業調整上の必要性から漁船のトン数制限等の様々な規制が存在し、効率的な操業の実現を妨げている側面がある。沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め、規制緩和の在り方等について引き続き検討し、成案を得る。

さらに、資源管理を着実に推進するためには、漁業者はもとより、漁獲物を利用する関連産業や国民の認識の共有を図ることが重要で

あることから、資源の現状、管理の目標や管理措置等について、積極的に情報発信を行う。

#### （4）適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上と理解の醸成

漁業関係者のみならず消費者も含めた国民全般の理解を得つつ国内外における適切な資源管理に資するため、次の課題に重点をおいて資源評価体制を強化する。

##### ア 資源評価の対象種の拡大と精度向上

沿岸魚種は、多種多様で地域固有のものも多いことに加え、様々な漁業により地域的に利用されてきたため、資源評価対象となりにくい実態があった。一方で、近年このような資源評価の未実施種の漁獲の落ち込みが大きい。効果的な対策を講じるには、この原因が浅海域の開発等回復不可能なものか、あるいは資源管理によっては回復し得るものかを把握する必要もあり、関係都道府県との連携を強化しつつ、可能な範囲で資源評価対象種の拡大等を図る。

一方、既に資源評価を実施している沖合の主要魚種に関しては、数量管理の拡充を念頭に、評価精度向上を図るために、これまでの調査船調査や漁獲物調査を確実に継続することに加え、我が国排他的経済水域近辺で急増する外国漁船の動向、海洋環境等の新たな変化に係る情報の収集のほか、国際交渉等を通じて各種情報を収集し、資源評価に組み込める体制の構築を図る。

上記の実施には、より大量の漁獲・調査情報の迅速な蓄積が必要であり、これらの情報を、必要に応じ、漁業調整や流通分野等にも有効に活用できるよう、資源・漁獲情報ネットワーク体制の構築を図る。

## イ 資源評価に対する理解の醸成

国民の資源評価・管理への関心の高まりを踏まえ、資源評価を受託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構の果たすべき役割を資源評価の独立性の観点から明確化するとともに、その評価手法や結果の透明性の確保に努める。

また、様々な機会を利用し、漁業関係者のみならず消費者も含めた国民主般が資源状況と資源評価・管理の方向性について共通の認識を持てるようこれらの情報を理解しやすい形で積極的に公表していく。

## （5）資源管理のルールの遵守を担保する仕組みの推進

資源管理が効果を上げるためにには、資源管理のルールの遵守を担保することが必要であるが、我が国周辺海域における外国漁船の操業が増大・広域化している状況を踏まえ、取締船の大型化や増隻を含む取締体制の充実強化、漁業監督官の増員や実務研修等による能力向上を図りつつ、限られた取締勢力を有効活用していくために、VMS（衛星船位測定送信機）の活用、衛星情報や各種IC技術等の漁業取締りへの積極的導入、さらには、海上保安庁や都道府県取締機関との連携を通じた取締りの重点化・効率化を図る。

また、重要な輸出品目であるナマコ等を含む沿岸域の密漁については、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海上保安庁及び流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携等を図るとともに、密漁品の市場流通や輸出からの排除に努める等、地域の特性に応じた効果的な対策を実施する。

## （6）海域や魚種ごとの国際的な資源管理の推進

我が国は、世界有数の漁業国であり、かつ、水産物の一大消費国

である。一方で、近年、沿岸国の主権的権利の行使の拡大、他国の漁獲能力の拡大等により、国際的な資源管理をめぐる情勢は一層厳しさを増している。

このため、水産生物資源について、科学的な根拠に基づく持続的な利用を促進するとともに、我が国漁船の海外漁場等を確保するための施策を戦略的に推進することが重要である。

#### ア 公海域等における資源管理の推進

公海域等における高度回遊性魚類等の資源管理については、

- ① 太平洋クロマグロについては、資源の回復を着実に図るための制度・体制の充実
  - ② カツオについては、我が国沿岸への来遊量の回復を目指し、関係国・地域への働き掛けを強化しつつ熱帯水域における管理の推進
  - ③ マサバやサンマについては、資源評価についての関係国・地域の合意を早期に形成し、それに基づく管理の導入
- を図るなど、魚種ごとの資源状況に応じた最適な管理を推進する。

このため、

- ① 漁業関連情報や生物学的情報の収集等による、科学的知見に基づく適切な資源評価と、その保存管理措置への反映
  - ② 保存管理措置が適切かつ着実に実施されるよう、国内における取組に加え、関係国に対する漁業管理能力の向上に資する支援や人材育成
  - ③ 必要な交渉への人的資源の集中による国際交渉の体制の強化や人材育成などを推進し、各地域漁業管理機関における議論の主導
- を行う。

また、こうした管理の効果を損なうIUU漁業に対して、地域

漁業管理機関における対策の強化を主導するとともに、適切な場合には、二国間での働き掛けなどを通じて、その撲滅に貢献する。

#### イ 太平洋島嶼国水域での漁場確保

我が国かつお・まぐろ漁船にとって重要漁場である太平洋島嶼国水域への入漁について、厳しさが増していることから、安定的な入漁を確保するため、地域漁業管理機関を通じた国際資源の持続的な利用確保を図りつつ、二国間漁業協議等を通じて我が国漁業の海外漁場の確保を図る。

#### ウ 我が国周辺国等との間の資源管理の推進

我が国の周辺水域における資源管理と我が国漁船の操業機会の確保については、周辺諸国等との連携・協力を強化し、国別の適切な漁獲割当量・許可隻数などの保存管理措置や操業ルールの適切な設定等を進めることにより、その遵守を更に徹底するとともに、違法操業対策の一層の強化を図る。また、日韓暫定水域や日中暫定措置水域のように共同で資源管理することとされている水域等については、それぞれの状況を踏まえつつ、漁業共同委員会などの場での協議を通じ、ルールづくりを含め、資源管理を強化する。

#### エ 捕鯨政策の推進

鯨類資源については、科学的根拠に基づく生物資源全般の持続的な利用を促進するという観点から商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会の在り方に関する議論を関係国と進めるとともに、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。

#### オ 海外漁業協力等の推進

上記の項目を実現するため、海外漁業協力の活用を図ることとし、海洋生物資源の持続的利用の原則を共有する国や我が国漁船

の漁場を有する国を対象とするとともに、相手国のニーズの変化を的確に反映させ人的関係の深化を図る。

#### ( 7 ) 漁場環境の保全と生態系の維持

海洋生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、以下の施策を戦略的に推進することが重要である。

##### ア 藻場・干潟等の保全・創造

豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしている藻場・干潟の実効性のある効率的な保全・創造を推進するため、各海域における藻場・干潟の衰退要因を的確に把握し、地方公共団体が実施する藻場・干潟の造成等のハード対策と、漁業者・地域住民等が実施する保全活動等のソフト施策を一体とした広域的対策を推進する。

また、藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造技術の開発を推進する。

##### イ 生物多様性に配慮した漁業の推進

海洋の生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、各地域漁業管理機関において、サメ類の資源状況及び漁獲状況の把握や、完全利用の推進及び保存管理の推進を行う。また、はえ縄漁業に対する海域ごとの実態を踏まえた海鳥混獲回避措置の評価及び改善を行うほか、定置網漁業及びはえ縄漁業におけるウミガメの混獲の実態把握及び回避技術の開発・普及に努める。

##### ウ 有害生物や赤潮等による漁業被害防止対策の推進

トド、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ等の有害生物による漁業被害防止対策については、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、効果的かつ効率的に推進していく。このため、従来の被害対策や各種対策の基礎となる調査を継続しつつ、本対策の効率性

を高める手法の開発・実証に取り組む。

赤潮・貧酸素水塊による漁業被害防止・軽減対策のためには、迅速な赤潮等の情報の提供が肝要である。簡易、安価かつリアルタイムに赤潮・貧酸素水塊の発生を把握するため、人工衛星及び自動観測機器を活用し、関係研究機関等による広域的なモニタリング技術の開発と動向予測を推進する。また、赤潮を直接消滅させる技術及び回避漁具等の手法を確立する。

また、赤潮等への対策と並行して、栄養塩と漁場生産力の関係を科学的に調査し、海域の漁業・養殖業の状況を踏まえた適切な栄養塩（水質）の管理に関する検討等を含め、漁場の生産力（特に二枚貝・小型魚類・ノリ等）を回復・維持していくことについて必要な調査を推進する。

## エ 産卵場の保護や資源回復手段としての海洋保護区の積極的活用

海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な共同管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となりうるという基本認識の下、海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。

## オ 気候変動の影響への適応

海洋環境調査を活用し、海洋環境の変動が水産資源に与える影響の把握に努めることにより、漁場予測や（4）の資源評価の高精度化を図る。さらに、これらの結果を踏まえ、環境の変化に対応した順応的な漁業生産活動を可能とする施策を推進する。

### 3 持続可能な漁業・養殖業の確立

#### (1) 総論

漁船の高船齢化による生産性等の低下や、メンテナンス経費の増大に加え、居住環境等が問題となっており、高性能化、大型化による居住環境の改善や安全性の向上等が必要となっている。造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていく必要がある。そのため、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う。

具体的な職場環境の改善の一つとして、高速インターネットや大容量データ通信等が利用可能となり、船舶の居住環境の改善に資する高速通信の整備状況について、関係府省等が連携して、情報交換を行い、高速通信の効率的な普及に向けた検討を行う。

また、生産性の向上による果実を労働条件の改善に活用し、漁業を職業として魅力あるものとするため、適正な賃金を確保し、漁業ならではの特性を踏まえつつ、長時間労働を是正するほか、休暇の計画的な取得等働きやすい環境を整備し、ワークライフバランスを実現できるような労働条件を目指す。

#### (2) 沿岸漁業

全国津々浦々の漁村では様々な沿岸漁業が営まれており、各地域の多様な魚介類を漁獲し、漁村の地域社会・経済を支える重要な産業となっている。

このような沿岸漁業の漁村の地域社会・経済における位置付けを踏まえ、浜プランによる浜ごとの所得向上の取組と併せて、広域浜プランによる競争力強化を図る取組を推進する。

また、水産多面的機能発揮対策交付金や離島漁業再生支援交付金等のような地域政策的施策の実施や、漁村地域が有する豊富な観光資源、地域産品、郷土料理等を活用し、漁観連携、地域ブランド、マーケットイン、インバウンド、交流活動等の取組を浜プランを通じて推進し、漁村地域の活性化を図る。

### （3）沖合漁業

沖合漁業は海面漁業の生産量の約6割を占める水産物供給の主要な漁業であるが、漁獲量の減少や魚価の低迷、我が国周辺で操業する外国漁船との競合や、操業期間や海域等に関する沿岸漁業との調整、高船齢化等が課題となっている。

沖合漁業の漁獲対象の大宗はTACで管理されているが、沖合漁業の漁獲の中心である多獲性魚類は資源の変動が大きく、有効活用のためには、資源状況に柔軟に対応した操業・水揚げ体制の整備が必要である。

このため、合理的・効率的な操業体制への移行等、漁船漁業の構造改革を引き続き推進するとともに、資源変動に対応した操業・水揚げ体制及び漁業許可制度を検討する。また、生産のみならず、加工・流通・販売・輸出を含めた包括的な構造改革を推進する。

### （4）遠洋漁業

遠洋漁業はかつては漁船漁業生産量の約4割を占めていたが、200海里水域の設定や公海漁業の管理強化等により、平成17年には1割程度まで低下した後、横ばいの傾向である。海外漁場の確保、国際的な資源管理の推進による資源回復を通じた漁業環境の改善に加えて、乗組員（特に航海士・機関士の資格を有する乗組員）の不足、高船齢化等が課題となっている。

のことから、世界各地に展開する我が国遠洋漁業の資源及び漁場を確保するため、国際機関における資源管理において引き続きリーダーシップを発揮し、公海域における資源の持続的利用の確保を図るとともに、海外漁業協力等の推進や入漁国の制度等を踏まえた多様な方式での入漁等を通じ海外漁場での安定的な操業の確保を推進する。また、新たな操業・生産体制の導入、収益向上、コスト削減、VD（隻日数）の有効活用により、競争力強化を目指した漁船漁業の構造改革を引き続き推進する。さらに、漁船漁業における乗組員の安定的な確保・育成に向けて、漁業団体、労働組織等の間での協議を推進する。

#### （5）養殖業

養殖においては、魚類、貝類、海藻類、さらには宝飾品である真珠といった多岐にわたる品目が生産されており、魚類養殖を中心に、経営の大規模化が進んでいる。

また、大規模な設備投資が必要となるクロマグロ養殖等を中心として、大手水産会社や総合商社等、資本力のある企業の参入が進んでいる。

養殖業は、同一漁場の利用を継続するために環境への配慮が必要という課題のほか、種苗の安定供給、収益性の向上、需給のバランス、高付加価値化の実現等の課題をそれぞれの品目によって有していることから、以下の取組を行う。

##### ア 漁場環境や天然資源への負担の少ない養殖

養殖業者が、漁業協同組合（以下「漁協」という。）等が策定する「漁場改善計画」において設定された「適正養殖可能数量」を遵守して養殖を行う場合に、資源管理・収入安定対策によって担い手たる漁業者の収入の安定等を図ることにより、適正養殖可能

数量の設定及び遵守を促進し、漁場環境への負担を軽減させる。

また、天然資源の保存に配慮した安定的な養殖生産を実現するため、主に天然種苗を利用しているブリ、クロマグロ等について人工種苗の生産技術の開発や人工種苗への転換を促進する。

#### イ 安定的かつ収益性の高い経営の推進

魚類養殖業では、飼餌料代がコスト全体の6～7割を占める上、近年、輸入魚粉を主原料とする養殖用配合飼料や国產生餌の価格が高水準かつ不安定なため、引き続き養殖業者の経営を圧迫している。

このため、養殖経営の安定を図るべく、引き続き、養殖用配合飼料の価格高騰対策や生餌の安定供給対策を適切に実施するとともに、魚の成長とコストの兼ね合いがとれた養殖用配合飼料の低魚粉化及び配合飼料原料の多様化を推進する。加えて、魚類養殖は、生産量の増加等により、需給バランスが崩れやすく、価格が乱高下しやすいことから、養殖が経済の中心となっている地域では、価格が暴落すると関連産業を含め広範に深刻な影響を及ぼすこととなる。このため、国内向けには需要の拡大を図るとともに、需要に見合った生産を行い、積極的な輸出拡大を目指す取組を更に進めつつ、消費者ニーズに合致した質の高い生産物の供給や6次産業化による養殖業の成長産業化を推進する。

また、消費者ニーズの高い養殖魚種の生産、陸上や沖合での養殖等の養殖生産の多様化、優れた耐病性や高成長などの望ましい形質を持った人工種苗の導入など、貝類、藻類等の無給餌養殖も含めた養殖生産効率の底上げを図り、収益性を重視した養殖生産体制の導入を図る。

#### ウ 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進

消費者に信頼される安全な養殖生産物の安定供給を確保するた

め、抗菌剤等水産用医薬品の適正使用やまん延防止等の適切な疾患対策、漁場環境への配慮に関する指導の徹底、養殖生産工程の管理手法の普及、貝毒の監視体制の整備等を推進する。

## エ 真珠養殖及び関連産業の振興

国民にとってなじみ深い宝石で日本の水産物の主要な輸出品目でもある真珠は、稚貝生産、母貝養殖、挿核手術、真珠（挿核貝）養殖の生産工程により養殖業者が生産した浜揚げ真珠を基に、真珠加工業者やジュエリーメーカーによる多段階の加工工程を経て、最終的には、宝飾品として消費者に届けられる。

このような様々な技術と幅広い関係業界により成り立っている真珠産業の振興を総合的に図るため、平成28年6月7日、真珠の振興に関する法律（平成28年法律第74号）が制定されたことから、同法を踏まえ、幅広い関係業界や研究機関による連携の下で、宝飾品のニーズを踏まえた養殖生産、養殖関係技術者の養成、研究開発の推進、輸出の促進等の施策を推進する。

## （6）内水面漁業・養殖業

河川、湖沼等で営まれる内水面漁業・養殖業は、汽水域を含む多様な環境に生息するアユ、ワカサギ、ウナギ、コイ、シジミ等和食文化と密接に関わる食用水産物を供給するほか、ニシキゴイを始めとした観賞用水産物の供給を行っている。また、内水面の第五種共同漁業権を免許された内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」という。）には増殖義務が課せられており、内水面漁業者による水生動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮し、農林業、観光業等とも密接に関連しながら地域産業を形成している。

しかしながら、内水面における漁獲量は減少傾向にあり、水産資源の生息環境の変化、カワウ・外来魚による食害等が要因として指摘されている。さらに、内水面漁協の組合員の減少、遊漁者の減少による収益の悪化により、漁場の管理活動等が停滞し、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念され、内水面漁業の生産体制の脆弱化<sup>ぜい</sup>は中山間地域社会の活力の低下にもつながるおそれがある。

こうした状況を踏まえ、内水面漁業施策の推進に当たっては、内水面資源の維持増大を図ること、漁場環境の保全・管理のための活動の核として内水面漁協が持続的に活動できるようにすること、及び遊漁や川辺での自然との触れ合いが促進され水産物の販売や農業・観光業との連携による地域振興が進展することを旨として、関係府省、地方公共団体及び内水面漁協等が連携し、必要な施策を総合的に推進することとする。

具体的には、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第9条第1項に定める内水面漁業の振興に関する基本的な方針に基づき、以下の施策を推進する。

- ① 近年特に被害が広域化・深刻化しているカワウについて、「カワウ被害対策強化の考え方」（平成26年4月23日環境省・農林水産省公表）に掲げる被害を与えるカワウの個体数を平成35年度までに半減させる目標の早期達成を図る。
- ② 外来魚について、効率的な防除手法の技術開発を進めるとともに、電気ショッカーボート等による防除対策を推進する。
- ③ 冷水病等の伝染性疾患の予防及び蔓延防止のため、内水面水産資源に係る伝染性疾患に対する迅速な診断法及び予防・治療技術の開発及び普及を推進する。
- ④ 内水面水産資源の増殖技術の研究開発を推進するとともに、得

られた成果の普及を図る。

- ⑤ 浜プラン等の策定及びそれらに基づく内水面水産資源の種苗生産施設等の整備を推進する。
- ⑥ 水産動植物の生態に配慮した石倉増殖礁の設置や魚道の設置・改良や水田と河川との連続性に配慮した農業水路等の整備、さらにそれらの適切な維持管理を推進するとともに、河川等が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を創出することを全ての川づくりの基本として河川管理を行う。また、これらの実施に当たっては、各施策の効果を高められるよう関係者間の情報共有や活動の連携を図る。
- ⑦ 内水面漁業者が行う内水面漁業の意義に関する広報活動及び放流体験等の川辺における自然体験活動並びに漁業体験施設等の整備を推進する。
- ⑧ 内水面漁業の振興に関する法律第35条第1項の規定に基づく協議会が設置された場合には、漁場環境の再生等内水面漁業の振興に向けた協議が円滑に行われるよう、関係者間の調整等を行い、それを踏まえた必要な措置を講じる。
- ⑨ 内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者と地域住民等が連携して行う内水面に係る生態系の維持・保全のための活動等の取組を支援する。
- ⑩ ウナギの持続的利用を確保していくため、国際的な資源管理の取組については、我が国が主導的な役割を果たし、中国、韓国及び台湾との4国・地域での池入れ量制限を始めとする資源管理を一層推進するとともに、官民一体となって資源管理に取り組む。また、国内においては、河川や海域におけるウナギの生息状況や生態等の調査、効果的な増殖手法の開発に取り組むとともに、

シラスウナギ採捕、ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として推進する。また、ウナギは養殖用種苗の全てを天然採捕に依存していることから、種苗の大量生産の早期実用化に向けた研究開発を推進する。

- ⑪ 国際商材として輸出拡大が期待されるニシキゴイについて、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき、輸出促進を図る。

#### （7）栽培漁業及びサケ・マスふ化放流事業

##### ア 種苗放流による資源造成の推進

漁獲管理や漁場整備と一体となった種苗放流を推進する。

種苗放流の効果を高めるため、遺伝的多様性に配慮しつつ、成長した放流種苗を全て漁獲するのではなく、親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組を一層推進する。

種苗放流尾数が減少傾向にある広域種については、海域栽培漁業推進協議会が策定した広域プランを勘案して、関係都道府県が行う種苗生産や放流等の取組を推進する。

また、消費者ニーズが高く、漁業者からの大量種苗生産技術の開発に対する要望が強い新たな栽培漁業対象種の技術開発を推進する。

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくため、対象種の変更や放流手法の見直し等必要な技術の開発に努める。

近年資源の減少が顕著な二枚貝の増殖のための技術の開発に取り組むことや、集中的な放流、放流種の重点化、共同種苗生産体制の構築により効率的かつ効果的な放流事業を行い、資源造成に

取り組む。

イ 対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進  
種苗放流に当たっては、地域の実情、海域の特性等を踏まえ、  
漁獲量に有意な変化を見込める規模による放流、対象種の重点化  
や放流適地への集中化に取り組む。

特に対象種については、目標とする安定した資源状況が達成さ  
れた際には漁獲管理に重点を移す等、柔軟な対応を図る。

ウ サケの漁獲量の安定化

近年、回帰率が低下しているシロサケについては、海洋環境の  
変化に対応するため、稚魚の放流時期やサイズに幅を持たせることや、環境条件が好適でなくとも生き残る健康性の高い種苗の育成等により、着実に回帰率の回復に取り組み、漁獲量の安定化を図る。また、高品質なサケ親魚の放流場所の調査等を踏まえ、ふ化放流事業の広域的な協力体制の構築を目指す。

#### (8) 漁業と親水性レクリエーションとの調和

ア 遊漁者の資源管理に対する取組の促進

太平洋クロマグロの資源管理については、遊漁における協力も不可欠であるように、魚種や地域により国や都道府県が行う資源管理措置に対する遊漁者の協力が重要になる場合があることを踏まえ、漁業者が取り組む資源管理措置に対する遊漁者の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえるような環境づくりを推進する。

イ 漁業と親水性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進等

漁業と親水性レクリエーションの共存を図るため、都道府県が設置する海面利用協議会等を活用し、当事者間の話し合いの場を通

じた相互理解の促進や問題点の整理やルール作りを進める。さらに、遊漁者等に対し、水産資源の適切な利用（既存のルール）や漁場環境の保全等（マナー）について、理解と協力を積極的に求め、調和のとれた海面利用を関係団体とも連携し促進する。

また、内水面については、内水面漁場管理委員会の更なる活用とともに、内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会制度を活用し、調和のとれた水面の総合的利用を推進する。

#### 4 加工・流通・消費・輸出に関する施策の展開

##### （1）加工・流通・消費に関する施策の展開

ア 多様な消費者ニーズを捉えた新商品開発を含む商品供給の取組  
簡便化志向など最近の消費者ニーズに対応し、手軽・気軽においしく水産物を食べられる新商品（「ファストフィッシュ」商品）の開発・提供や、鮮度の高い商品、旬や産地を特定した商品の供給等を促進することが必要である。

大消費地向けだけでなく、地産地消など各地域のニーズに応じた水産物の供給も必要であることから、地域の学校、観光（郷土料理、漁業体験、漁家民宿等）等とも連携を図る。

また、子どもや訪日外国人を含め、多様な消費者を想定して、これらのこと取り組む必要がある。

イ 消費者等に対する魚食普及と産地情報提供

消費者等に対する魚食の普及を、生産から小売・外食に至る関係者が連携して推進する。特に学校給食・学校教育等との連携を強化することにより、水産物消費の維持・拡大を図る。あわせて、水産物の特性（味覚や健康面に加え、地域性・季節性、資源状況等）や魚食文化についての理解を促進するとともに、米などの国

産農産物・林産物とセットでの普及にも取り組む。

また、原料原産地表示等の仕組みも活用しつつ、消費者等に対し水産物の産地等に関する情報を適切に伝達する。

さらに、地理的表示（G I）保護制度を活用し、高品質な我が国水産物のブランド価値を守るとともに、地理的表示の相互保護の推進を通じ、その価値を守る取組を進める。

#### ウ 水産エコラベルの推進

我が国の水産物が持続可能資源であり、管理しつつ最大限活用することの重要性を消費者に理解してもらうためにも、持続可能な漁業・養殖業由来であることを示すエコラベルの普及を、水産加工業者や流通業者等との連携を図りつつ促進していく。この一環として主要資源の状況や資源管理の実施状況につき理解しやすい形で積極的に公表し、これにより、漁業者がより高いレベルの資源管理に取り組むインセンティブを与える。

#### エ 新技術・新物流体制の導入等による産地卸売市場の改革と生産者・消費者への利益の還元

水産資源の有効利用を図りつつ、消費者ニーズ等に応じた水産物を供給するためには、漁業者、水産加工業者、流通業者等の関係事業者が、創意工夫を発揮しつつ、自ら又は相互に連携し、漁獲物の品質管理、低・未利用魚の有効活用、新たな商品開発や販路開拓等に取り組む必要がある。そのためにも、水産加工業等の役割は重要であり、H A C C Pや最新の冷凍技術等による品質・衛生管理体制の強化、省力化等の新たな技術・生産体制の導入等を進めるとともに、漁業生産の安定・拡大、冷凍・冷蔵施設の整備、水揚げ集中時の調整保管による供給平準化等により、漁業と連携した原料確保を図る。

また、漁業者においても漁獲「量」から販売「額」へ意識を転

換するとともに、浜全体でマーケットインの発想に基づく取組を行うこと等により、漁獲物の付加価値向上と所得の向上を図る。

水産物の流通については、ＩＴ等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術も活用しつつ、従来の多段階流通の有用性を生かしながら、非効率な部分を解消し、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築する。このため、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっていることを踏まえ、このような多様な流通ルートの構築による取引の選択肢の拡大等を促す。この観点から、市場の統廃合、買受人の拡大及び新技術・新物流体制の導入を含む流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討して、方向性を示すこととする。さらに、水産物の輸出促進にも資する観点から、トレーサビリティの導入に向けたガイドラインを策定し、その普及に努める。

## （2）我が国水産物の輸出促進施策の展開

「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）において、農林水産物・食品輸出額について平成31年に1兆円を達成することとされている。水産物についても3,500億円目標の達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、以下のとおり一層の輸出拡大に取り組む。

### ア 国内生産体制の整備の取組

安定した養殖生産の確保や適切な資源管理等により国内生産体制の整備を行う。

### イ 海外市場の拡大のための取組

日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進の取組を支援する。

平成28年度から新たに配置した水産物専門の現地在住の海外コンサルタントやJETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）海外事務所等と協力し、輸出先国・地域のニーズに即したプロモーション活動、現地輸入業者とのマッチング、現地の商慣行についての情報の収集・提供等を効果的に実施する。

また、我が国の四季に応じた新鮮で多様な水産物や高品質な水産加工品等をアピールするほか、米・日本酒など消費の相乗効果が期待できる産物と連携してPRを実施し、戦略的に我が国水産物の魅力を売り込む。

#### ウ 輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向けた取組

米国・EU等においては、自国産水産物のHACCPに基づく衛生管理を義務化した上で、輸入水産物についても同様に輸出元国の水産加工施設にHACCPに基づく衛生管理の導入を要求している。我が国においては、特に対EU・HACCP認定施設数が諸外国に比べて少ない状況にあるため、平成26年10月から、厚生労働省に加えて水産庁も認定業務を開始しており、引き続き認定件数の増加を図るとともに、HACCP対応のための水産加工施設の改修、研修会、現地指導等に対し支援を行う。

EUは、漁場から輸出までのフードチェーン全体の管理も要求していることから、養殖場や産地市場の登録を推進するとともに、海域モニタリング（二枚貝）や残留動物医薬品検査（養殖魚）等についても支援を行う。

また、我が国水産物の輸出に係る各種輸入規制の緩和・撤廃に向けて、科学的データ等に基づく協議を行うとともに、輸出に必要な各種証明書の発行に係る手続の簡素化・迅速化を進める。

## 5 漁港・漁場・漁村の総合的整備

### (1) 水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上

我が国水産業の競争力強化と輸出の促進を図るため、広域浜プランとの連携の下、荷さばき所等の再編・集約を進め、地域全体において漁港機能の強化を図るとともに、水産物の流通拠点となる漁港において、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、冷凍及び冷蔵施設等の一体的整備や、大型漁船等に対応した岸壁の整備等により、市場・流通機能の強化を図る。さらに、地域の中核的な生産活動等が行われる地区においては、養殖等による生産機能の強化を図る。また、国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制を確保する。

### (2) 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備

漁場環境の変化への対応や水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げを推進する。特に沿岸環境の改善に当たっては、広域的な藻場・干潟の衰退や貧酸素水塊などの底質・水質悪化の要因を把握し、ハード対策とソフト対策を組み合わせた回復対策を推進するとともに、海水温上昇等に対応した漁場整備を推進する。また、沖合域においては、漁場整備による効果を把握しつつ、新たな知見や技術を生かし、資源管理と併せて効率的な整備を推進する。

### (3) 大規模自然災害に備えた対応力強化

南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波などの大規模自然災害に備え、主要な漁港施設の耐震・耐津波対策の強化や避難地・避難路等の整備を行うとともに、災害発生後の水産業の早期回復

を図るための事業継続計画の策定等ハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進する。また、今後、激甚化が懸念される台風・低気圧災害等に対する防災・減災対策に取り組み、災害に強い漁業地域づくりを推進する。さらに、漁村は崖や山が迫る狭隘な地形に家屋が密集し災害に対して脆弱な箇所が多いことから、火災や土砂崩れ等の災害についても対策を強化する。

#### (4) 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

将来を見据えた漁村の活性化を目指し、浜プランの取組を推進するほか、定住・交流の促進に資する漁村環境整備を推進する。漁業者の減少や高齢化、漁船の減少に対応するため、漁港機能の再編・集約化を図ることにより、漁港水域の増養殖場としての活用等、漁港施設の有効活用・多機能化を推進する。また、漁港ストックを活用した水産業の6次産業化や海洋性レクリエーションの振興のほか、再生可能エネルギーの活用による漁港のエコ化を推進する。また、女性・高齢者を含む漁業就業者を始めとする漁村の人々にとって、住みやすく働きやすい漁村づくりを推進するため、漁村の環境改善対策を推進する。さらに、漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施するため、機能保全計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、戦略的に施設の維持管理・更新を推進する。

## 6 多面的機能の発揮の促進

自然環境の保全、国境監視、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。

特に国境監視の機能については、全国に存在する漁村と漁業者による巨大な海の監視ネットワークが形成されていることから、国民の理解を得つつ、漁業者と国や地方公共団体の取締部局との協力体制の構築を含め、その機能を高めるための具体的な方策について関係府省が連携して検討し、成案を得る。

また、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）の制定を踏まえ、特定有人国境離島地域において地域社会が維持され多面的機能の発揮が持続されるよう、雇用機会の拡充、安定的な漁業経営の確保を図るための施策を推進する。

## II 漁業・漁村の活性化を支える取組

### 1 水産業における調査・研究・技術開発の戦略的推進

生態系の構成要素であり、限りあるものである水産資源の持続的な利用を確保し、水産業の健全な発展を図るため、以下の生産現場等が直面する課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を効率的に推進する。

#### ア 資源管理・資源評価の高度化に資する研究開発

- ① 観測機器や解析モデルの改良による海洋環境の現況把握と将来予測精度の向上を図り、海況予測等の海洋環境把握精度を向上させる。
- ② 近年、分布、回遊、再生産等が変化している重要資源に関し、その生態特性と環境変化との関係について調査研究を進め、その変動メカニズムの解明と漁況予測等の精度向上を図る。
- ③ 新たな解析手法の導入等により資源評価の精度向上を図るとともに、生態学的特性にも配慮した資源管理手法の高度化を行う。これらに的確に対応し、かつ、必要に応じ漁業調整や流通分野に

も有効に情報提供できるよう、資源・漁獲情報ネットワーク体制の構築を図る。

イ 漁業・養殖業の競争力強化に資する研究開発

- ① I C T、ロボット、A Iなどの新技術を活用し、漁船の運航や操業の省エネ化、省力化、低コスト化、効率化等の研究開発を行う。特に漁業・養殖業における単純作業について機械化することにより、省人化及びコスト削減される部分について研究開発を進める。
- ② 耐病性や高成長、幅広い水温への耐性など、望ましい形質を持つ優良品種を得るために、育種研究を推進する。
- ③ クロマグロ及びウナギの人工種苗量産技術を開発する。

ウ 漁場環境の保全・修復、インフラ施設の防災化・長寿命化等に資する研究開発

- ① 藻場の消失の原因究明と修復につながる基礎的知見を得る。
- ② 干潟の生態系を劣化させる要因を特定し、効果的に生産力を向上させる技術を開発する。
- ③ 地震・津波等の災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための防災・減災技術を開発する。
- ④ 漁港施設などの既存ストックを最大限に活用するための維持保全技術、I C Tの活用による漁港施設や漁場の高度な管理技術を開発する。

エ 水産物の安全確保及び加工・流通の効率化に資する研究開発

- ① 鮮度を維持しつつ簡便・迅速に長距離輸送する技術や、国内で高品質のまま流通させる新しい鮮度保持技術及び品質評価技術を開発する。
- ② 加工や流通、消費の段階で魚介類の価値を決定する重要な品質（脂肪含有量及び鮮度）を非破壊分析し、品質の高い水産物を選

- 別する技術を開発する。
- ③ 水産物の安全・安心に資するため、原料・原産地判別技術の高度化を推進する。
- ④ 水産加工の省力化、低・未利用水産資源の有効利用、水産加工の省力化、輸出の促進等のための技術開発を行う。

## 2 漁船漁業の安全対策の強化

### (1) 漁船事故の防止

#### ア AISの普及

漁船の事故隻数は、全船舶事故隻数の約3割を占めており、漁船事故を事故種類別でみると、衝突事故が全体の約3割を占め、このうち見張り不十分など人為的要因によるものが9割以上を占めている。

このため、AIS（船舶自動識別装置）設置漁船と設置していない漁船の事故率に有意差があるか検証するとともに、関係府省と連携してAISの普及促進のための周知啓発活動及び低利融資制度の活用により利用の促進を図る。

#### イ 安全対策技術の実証

漁船事故のうち、揚網作業中の魚群の移動に起因する転覆事故など漁船特有のリスクへの対応が必要である。

このため、漁船の安全対策技術の実証試験等を支援し、事故防止に向けて技術面からの支援を図る。

#### ウ 気象情報の入手

天候急変等を原因とした漁船事故もみられるため、その未然防止が必要である。このため、漁業無線やインターネット等を活用し、早期かつ随時の気象情報等の入手を促進する。

## (2) 労働災害の減少

### ア 安全推進員の養成

漁船の災害発生率は、一般船舶の災害発生率の約2倍、陸上における全産業の平均の災害発生率の約6倍と高くなっている。

このため、漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員を養成・確保し、同推進員を中心に「改善計画」を策定し、PDC Aサイクルを回すことにより、漁業労働災害の減少を目指す。

### イ ライフジャケットの普及促進

船舶からの海中転落者のうち、約5割を漁船からの転落者が占め、そのうちの約7割の海中転落者が死亡又は行方不明となっている。

海中転落者のうち、ライフジャケット着用者の死亡率は非着用者に比べて約半分となっており、漁業者の生命を守るための効果は明らかである。しかしながら、漁業者の出漁時のライフジャケット着用率は約6割と高いとは言い難い状況にある。

このため、漁ろうへの影響が少なく、作業環境に適した着やすいライフジャケットの選定方法を漁業者等に提案し、着用率の向上を図る。

また、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務の範囲を拡大し、今後は、原則、船室の外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられることから、その着用を実施させるべく周知徹底する。

## 3 渚泊の推進による漁村への来訪者増加

海辺や漁村は、都市住民等にとって非日常的な景観や体験を享受することができる憩いの場となっているほか、新鮮な水産物を食べることができる等、豊富な観光資源を有している。訪日外国人を含む旅行

者の漁村への訪問増加を図るため、旅行者受入れをビジネスとして実施できるような体制や漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設等の整備を推進する。

#### 4 漁協系統組織の役割発揮・再編整備等

##### (1) 漁業者の所得向上に向けた浜プラン等における漁協の役割の発揮

漁業者の減少等が進む中、地域における資源管理等の取組や、漁業者が主体的に課題解決を図る浜プラン等の取組を進める上で、漁業者をサポートする漁協に期待される役割は大きい。漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、その期待に応えていけるようになると、こうした浜プラン等の企画・策定、実行など全てのプロセスにおいて漁協による漁業者のサポートを推進する。

##### (2) 漁協系統組織の経営・事業基盤強化

漁業経営体数の減少により、漁協の組合員も減少している中で、

(1) のような役割を含め、漁協系統組織がその役割を十全に発揮するために経営・事業基盤の強化が必要となっている。

漁協系統組織では、過去に多額の繰越欠損金が発生していたため、平成20年度から本格的に、欠損金解消に向け、欠損金見合いの借換資金と信用保証保険制度等によるリスク連鎖の遮断や、信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の漁協向けの貸倒引当金の積増し等に対する資本注入等を通じた、県域ごとの漁協系統組織が主体となった取組を漁協合併と共に推進してきた。これにより、漁協全体で平成18年度に450億円超あった繰越欠損金は半分以下に減少している。また、信用事業については、一県一信用事業責任体制を構築・推進してきた結果、多くの漁協が信漁連に譲渡し、

一部の県一漁協や信漁連との再預け転貸方式を除き、漁協では信用事業を実施していない。

引き続き、都道府県域ごとの実情に応じた広域での漁協合併、信用事業の健全性強化、繰越欠損金の解消など、漁協系統組織の経営・事業基盤強化の改革を促進する。

#### （3）漁協系統組織における人材育成及び女性・青年の活躍

漁業者の所得向上に向けて、販売事業の強化や浜プランの着実な実行等が漁協に求められており、多様な人材の登用・活用が必要となっている。そのため、漁協の役職員の人材育成に取り組む体制を強化するとともに、漁協の事業運営において女性・青年の活躍を促す。

#### （4）漁協系統組織におけるコンプライアンスの確保

漁協によるコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に国や地方公共団体が実施する。

### 5 融資・信用保証、漁業保険制度等の経営支援の的確な実施

漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度は、資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって極めて重要な役割を果たしていることから、引き続き、漁業者等の資金の借入れや信用保証に係る負担軽減等を推進する。

また、漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る役割を果たしていることから、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、両制度の安定的な運営を確保する。

### Ⅲ 東日本大震災からの復興

#### 1 着実な復旧・復興

東日本大震災により被災した水産関係施設の復旧・復興は、集中復興期間（平成23年度～平成27年度）において、相当程度進展したところであるが、復興・創生期間（平成28年度～平成32年度）においては、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指す。

漁港・漁場・養殖施設については、平成30年度までの復旧完了を目指すとともに、復興施策として、流通・加工機能の強化やがれき処理等による漁場の生産力向上等を図るための支援を実施する。

海岸対策については、設計津波の水位の設定等を踏まえ、漁村地域における丁寧な調整を行った上で、8割を超える地区において防潮堤等の工事に着手しており、引き続き、背後の土地利用等の地元調整や合意形成がなされたところから順次復旧・復興を進め、平成32年度までの完了を目指す。

漁業集落の復興まちづくりについては、高台移転等により、災害に強い漁村づくりを推進する。住宅用地・水産関係用地の地盤嵩上げや造成などの生活基盤や防災・安全のための施設を整備し、平成32年度までの計画地区での完了を目指す。これらの施策等を通じて、災害に強い漁業地域づくりを図る。

また、震災後の環境への対応や共同化による生産の早期再開のための漁業・養殖業を継続できる経営体の効率的・効果的な育成や体质強化、漁業就業者の廃業や離職を防止するための支援や新規就業者の確保・育成、サケ・マス、ヒラメ、アワビなどの栽培漁業対象種の種苗生産における被災前の生産水準への回復を引き続き図っていく。さらに、こうした取組に必要な漁船や漁具の取得等に必要な資金の円滑な融通を図るため、引き続き金融面での支援を併せて実施する。水産加

工業においては、失われた販路・売上の回復のため、水産加工・流通の専門家による個別指導やセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等への支援を実施する。

## 2 原発事故の影響の克服

### (1) 安全な水産物の供給と操業再開に向けた支援

原発事故により、福島県を中心に出荷制限や操業自粛を余儀なくされていることから、関係都道府県や業界団体と連携した水産物の放射性物質モニタリングや水生生物中の放射性物質の挙動とその要因の解明等の必要な調査・研究を実施し、これらの知見を基に科学的・客観的な根拠に基づく出荷制限の解除を着実に進める。

特に福島県では、本格的な操業の再開に向けた基礎情報を得るための試験操業・販売が行われているが、出荷制限魚種の解除が進み、試験操業の漁業種類・対象魚種・操業海域の拡大が図られてきた。引き続き、地元の協議会等における検討に参画し、連携して本格的な操業再開に向けた支援を実施する。

さらに、原発事故特有の研究課題を解決するため、福島県水産試験研究拠点整備のための支援を実施する。また、東京電力株式会社による賠償についても、引き続き、水産関係者に適切にかつ円滑に支払われるよう関係府省等に対して必要な働き掛けを行う。

### (2) 風評被害の払拭

いまだに根強く残る風評被害の払拭に向けて、水産物の信頼確保のため、関係都道府県や業界団体と連携した放射性物質調査を実施するとともに、調査の結果やQ & Aを日本語及び英語でホームページ

ジに掲載し、正確で分かりやすい情報提供を引き続き行うとともに、「水産物の放射性物質の検査に係る報告書」、一般消費者向けの読みやすいパンフレット（「放射能と魚のQ & A」）などの資料を用いて、消費者、加工・流通業者など様々な関係者に対して、引き続き説明会等を実施する。

さらに、福島県水産物の競争力強化など、風評の払拭に向けて、生産から流通・販売に至る総合的な支援を行う。

### （3）原発事故による諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられている放射性物質関係の輸入規制に対しては、様々な機会を捉えて、撤廃・緩和を求めてきたところであり、その結果、我が国水産物に対して何らかの規制を設けている国・地域の数は、事故後の53から33にまで減少するなど、諸外国・地域の輸入規制の撤廃・緩和が進められている。

一方で、こうした輸入規制を維持している国・地域の中には、我が国水産物の主要な輸出先である香港、中国、台湾、韓国等も含まれており、これらの国・地域のうち香港、台湾等に関しては既に震災前の輸出水準を超えているものの、韓国に関しては震災前の輸出水準まで回復しておらず、これらの国・地域に対しては、引き続き科学的な根拠に基づき、輸入規制の撤廃・緩和を粘り強く働き掛けていく。

### 第3 水産物の自給率目標

#### 1 自給率目標等の達成に向けたこれまでの取組の検証

##### (1) 食用魚介類及び魚介類全体

平成24年3月に策定された水産基本計画（以下「前基本計画」という。）においては、食用魚介類について、計画策定当時409万トンであった生産量を平成34年度には449万トンに増やすとともに、680万トンであった消費量が646万トンを下回らないことを目指して、自給率目標を70%に設定し、施策を推進した。また、非食用魚介類を含めた魚介類全体については、計画策定当時474万トンであった生産量を平成34年度には515万トンに増やすとともに、886万トンであった消費量が853万トンを下回らないことを目指して、自給率目標を60%に設定し、施策を推進した。

食用魚介類及び非食用魚介類を含む魚介類全体の自給率はともに、平成15年度より上昇基調に転じていたが、東日本大震災の影響により平成23年度、平成24年度は低下し、平成25年度以降はやや回復したものの、平成27年度には微減し、食用魚介類は59%、魚介類全体は54%となっている。

自給率の構成要素である国内生産量及び消費量は、食用魚介類、魚介類全体とともに、前基本計画策定時より減少し、目標ラインを下回って推移しており、生産量の目標と消費量の目標は達成できていない状況にある。

##### (2) 海藻類

前基本計画においては、計画策定当時53万トンであった生産量

を平成34年度においても維持するとともに、76万トンであった消費量が73万トンを下回らないことを目指して、自給率目標を73%に設定し、施策を推進した。

海藻類の自給率は、中長期的には緩やかな上昇基調で推移していたが、平成23年度に落ち込み、その後は回復基調であるものの、近年は目標ラインをやや下回って推移し、平成27年度は70%となっている。

自給率の構成要素である海藻類の生産量及び消費量はとともに、平成23年に大幅に減少し、その翌年に回復した後は減少傾向に転じ、目標ラインをやや下回って推移しており、生産量の目標と消費量の目標は達成できていない状況にある。

(表1) 食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の生産量、消費量及び自給率の目標と実績

### 【食用魚介類】

(単位：生産量・消費量 万トン)

	平成 22年度 (注)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度 (概算値)	平成 34年度 (目標値)
生産量	409	379	377	370	378	362	449
消費量	680	656	661	621	628	614	646
自給率	60%	58%	57%	60%	60%	59%	70%

### 【魚介類全体】

(単位：生産量・消費量 万トン)

	平成 22年度 (注)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度 (概算値)	平成 34年度 (目標値)
生産量	474	433	433	429	430	418	515
消費量	886	825	830	787	789	767	853
自給率	54%	52%	52%	55%	55%	54%	60%

## 【海藻類】

(単位：生産量・消費量 万トン)

	平成 22年度 (注)	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度 (概算値)	平成 34年度 (目標値)
生産量	53	44	54	50	47	49	53
消費量	76	71	79	74	70	71	73
自給率	70%	62%	68%	69%	67%	70%	73%

(注) 平成22年度は、前基本計画策定時に公表されていた数値（概算値）である。

## 2 自給率目標の考え方

水産物の自給率は、我が国の漁業生産が国民の水産物消費にどの程度対応しているかを評価する上で端的に分かりやすい指標である一方、生産量の減少の程度を上回る消費量の減少があれば上昇することになるなど、その数値自体が必ずしも施策目標の達成の度合いを表すものではない。その算出において分母となる消費量の目標と分子となる生産量の目標にこそ指標としての意味があることに留意する必要がある。

近年の水産物の生産のすう勢を踏まえて、漁業者その他の関係者の努力によって漁業生産に関する課題を解決することにより、実現可能と見込まれる生産量の目標を設定し、漁業生産に関する指標とする。また、近年の水産物の消費のすう勢を踏まえて、漁業者、消費者その他の関係者の努力によって水産物消費に関する課題を解決することにより実現可能と見込まれる消費量の目標を設定し、水産物の消費に関する指標とする。

その上で、これら生産量と消費量の目標を達成した場合に得られる自給率の数値を自給率の目標にすることとする。

### 3 漁業生産及び水産物消費に関する課題

#### (1) 漁業生産に関する課題

漁業生産に関し、漁業者その他の関係者は、以下の課題に取り組むことが求められる。

- ① 漁業者が自らの強みを生かし課題を克服する浜プランを策定・実践し、P D C Aサイクルを徹底することにより、漁業収入の向上とコスト削減を実現
- ② 資源状態に応じた適切な資源管理を通じ、水産資源の維持・増大を推進
- ③ 藻場・干潟や河川・湖沼等の環境の保全や種苗放流等に取り組み、生物多様性と高い生産力の維持に貢献

#### (2) 水産物消費に関する課題

水産物消費に関し、漁業者、消費者その他の関係者は、以下に取り組むことが求められる。

- ① 食の外部化や簡便化など消費者ニーズの変化への対応と低・未利用魚の活用など新たな市場の創出。特に現在は輸入品で対応しているニーズに対し、国産品で応えるための取組の実施
- ② 現在消費量が多いものの今後は減少が懸念される高齢者、消費量の減少が著しい中年層、元々消費量が少ない若年層等、世代別の傾向に基づいた対応の実現
- ③ 水産物を豊富に取り入れた健康的で豊かな食生活が将来にわたり維持されるよう、生産、加工、流通、消費の緊密な連携により、水産物の栄養特性、旬や調理方法、おいしさ等に対する理解を深める魚食普及を推進することにより、魚食文化を世代を超えて継承

## 4 自給率目標の基礎となる生産量及び消費量の目標の考え方

### (1) 食用魚介類及び魚介類全体

国内生産量については、これまでのすう勢に基づくと、平成39年度における生産量のすう勢値は食用魚介類358万トン、魚介類全体411万トンに減少すると見込まれるが、目標年度の平成39年度の生産量の目標は、漁業者の努力と政策的取組によって、現状より増大させ、食用魚介類387万トン、魚介類全体455万トンを目標とする。

消費量については、これまでのすう勢に基づくと、平成39年度における食用魚介類の1人1年当たり消費量は42.7kg／人年まで減少すると見込まれる。

本基本計画における目標年度の平成39年度の1人1年当たりの消費量の目標は、消費拡大の取組によって、現状からすう勢値への減少を1／3に食い止めることを目指し、人口推計を乗じて食用魚介類553万トン、魚介類全体711万トンを消費量の目標とする。

### (2) 海藻類

国内生産量については、これまでのすう勢に基づくと、平成39年度における生産量のすう勢値は40万トンに減少すると見込まれる。

本基本計画における目標年度の平成39年度の生産量の目標は、生産者の努力と政策的取組によって現状維持を目指し、49万トンを目標とする。

消費量については、これまでのすう勢に基づくと、平成39年度における海藻類の1人1年当たり消費量は0.8kg／人年まで減

少すると見込まれる。

本基本計画における目標年度の平成39年度の1人1年当たりの消費量の目標は、消費拡大の取組によって、現状程度の消費量の維持を目指し、人口推計を乗じて66万トンを目標とする。

(表2) 平成39年度における食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の生産量及び消費量の目標

#### 【食用魚介類】

(単位：生産量・消費量 万トン)

	平成26年度	平成27年度	平成39年度 (すう勢値)	平成39年度 (目標値)
生産量	378	362	358	387
消費量 (kg／人年)	628 (49.4)	614 (48.3)	509 (42.7)	553 (46.4)

(注) 下段は1人1年当たりの消費量(粗食料ベース)

#### 【魚介類全体】

(単位：生産量・消費量 万トン)

	平成26年度	平成27年度	平成39年度 (すう勢値)	平成39年度 (目標値)
生産量	430	418	411	455
消費量	789	767	667	711

## 【海藻類】

(単位：生産量・消費量 万トン)

	平成26年度	平成27年度	平成39年度 (すう勢値)	平成39年度 (目標値)
生産量	47	49	40	49
消費量 (kg／人年)	70 (0.9)	71 (0.9)	60 (0.8)	66 (0.9)

(注) 下段は1人1年当たりの消費量(粗食料ベース)

## 5 平成39年度の自給率の目標

表2の食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の生産量及び消費量の目標を前提として、漁業生産及び水産物消費に関する課題が解決された場合に実現可能な水準として示す自給率の目標は、表3のとおりである。

## (表3) 食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の自給率の目標

	平成26年度	平成27年度 (概算値)	平成39年度 (目標値)
食用魚介類	60%	59%	70%
魚介類全体	55%	54%	64%
海藻類	67%	70%	74%

## 第4 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 1 関係府省等連携による施策の効率的な推進

水産業は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立つていてことから、関係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより、各分野の施策の相乗効果の発揮に向け努力する。

### 2 施策の進捗管理と評価

効果的かつ効率的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、施策の実施に当たっては、政策評価も活用しつつ、毎年進捗管理を行うとともに効果等の検証を実施し、その結果を公表する。さらに、これを踏まえて施策内容を見直すとともに、政策評価に関する情報の公開を進める。

### 3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開する。

また、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容や執行状況に関する分かりやすい広報活動の充実を図る。

### 4 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進する。このため、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを行っていく。

## 5 財政措置の効率的かつ重点的な運用

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進する。

また、施策の実施状況や水産業を取り巻く状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直し、翌年以降の施策の改善に反映させていく。

## 6 その他

数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、引き続き検討を行う。

# ○水産基本法

(平成13年法律第89号)



# 水産基本法（平成十三年六月二十九日法律第八十九号）

## 目次

### 第一章 総則(第一条—第十条)

#### 第二章 基本的施策

##### 第一節 水産基本計画(第十一條)

##### 第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策(第十二条—第二十条)

##### 第三節 水産業の健全な発展に関する施策(第二十一条—第三十二条)

#### 第三章 行政機関及び団体(第三十三条・第三十四条)

#### 第四章 水産政策審議会(第三十五条—第三十九条)

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

### (水産物の安定供給の確保)

第二条 水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

3 国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行われなければならない。

### (水産業の健全な発展)

第三条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。

2 水産業の発展に当たっては、漁村が漁業者を含めた地域住民の生活の場

として水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることにはかんがみ、生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

#### (国の責務)

第四条 国は、前二条に定める水産に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水産に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、水産に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水産に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (水産業者の努力等)

第六条 水産業者及び水産業に関する団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 漁業者以外の者であって、水産動植物の採捕及びこれに関連する活動を行うものは、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

#### (水産業者等の努力の支援)

第七条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるに当たっては、水産業者及び水産業に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

#### (消費者の役割)

第八条 消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

#### (法制上の措置等)

第九条 政府は、水産に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、水産の動向及び政府が水産に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、

水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 水産基本計画

第十一条 政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 水産に関する施策についての基本的な方針
  - 二 水産物の自給率の目標
  - 三 水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
  - 四 前三号に掲げるもののほか、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 前項第二号に掲げる水産物の自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 第二項第二号に掲げる水産物の自給率の目標については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第十五条第二項第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 基本計画のうち漁村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 8 政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 9 第六項及び第七項の規定は、基本計画の変更について準用する。

### 第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策

#### (食料である水産物の安定供給の確保)

第十二条 食料である水産物の安定的な供給の確保に関する施策については、食料・農業・農村基本法及びこの節に定めるところによる。

#### (排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理)

第十三条 国は、排他的経済水域等(我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚(排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第二条に規定する大陸棚をいう。)をいう。以下同じ。)における水産資源の適切な保存及び管理を図るために、最大持続生産量を実現する

ことができる水準に水産資源を維持し又は回復させることを旨として、漁獲量及び漁獲努力量の管理その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する施策が漁業経営に著しい影響を及ぼす場合において必要があると認めるときは、これを緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理)

第十四条 国は、我が国が世界の漁業生産及び水産物の消費において重要な地位を占めていることにかんがみ、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力、我が国の漁業の指導及び監督その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産資源に関する調査及び研究)

第十五条 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の増殖及び養殖の推進)

第十六条 国は、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動物の種苗の生産及び放流の推進、養殖漁場の改善の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全及び改善)

第十七条 国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、森林の保全及び整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発)

第十八条 国は、排他的経済水域等以外の水域における我が国の漁業に係る漁場の維持及び開発を図るため、操業に関する外国との協議、水産資源の探査その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産物の輸出入に関する措置)

第十九条 国は、水産物につき、我が国の水産業による生産では需要を満たすことができないものの輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、水産物の輸入によって水産資源の適切な保存及び管理又は当該水産物と競争関係にある水産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があるときは、輸入の制限、関税率の調整その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、水産物の輸出を促進するため、水産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (国際協力の推進)

第二十条 国は、世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興に関する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。

### 第三節 水産業の健全な発展に関する施策

#### (効率的かつ安定的な漁業経営の育成)

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、漁業の種類及び地域の特性に応じ、経営管理の合理化に資する条件の整備、漁船その他の施設の整備の促進、事業の共同化の推進その他漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

#### (漁場の利用の合理化の促進)

第二十二条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資するため、漁場の利用の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (人材の育成及び確保)

第二十三条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、漁業者の漁業の技術及び経済管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、漁ろうの安全の確保、労働条件の改善その他の漁業の従事者の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、国民が漁業に対する理解と関心を深めるよう、漁業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (漁業災害による損失の補てん等)

第二十四条 国は、災害によって漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (水産加工業及び水産流通業の健全な発展)

第二十五条 国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (水産業の基盤の整備)

**第二十六条** 国は、水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進に資するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、漁港の整備、漁場の整備及び開発その他水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)

**第二十七条** 国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

**第二十八条** 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって水産業及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(高齢者の活動の促進)

**第二十九条** 国は、水産業における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って水産業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、水産業に従事する高齢者の福祉の向上を図るものとする。

(漁村の総合的な振興)

**第三十条** 国は、水産業の振興その他漁村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の基盤の整備と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(都市と漁村の交流等)

**第三十一条** 国は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進、遊漁船業の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能に関する施策の充実)

**第三十二条** 国は、水産業及び漁村が国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるとともに、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 行政機関及び団体

#### (行政組織の整備等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

#### (団体の再編整備)

第三十四条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 水産政策審議会

#### (設置)

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (権限)

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。  
3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)、漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)、水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)、持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)及び内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

#### (組織)

第三十七条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。  
3 委員は、非常勤とする。  
4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第三十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。



